

公益社団法人日本老年精神医学会 理事、監事及び評議員会議長候補者選出規則

第1章 総 則

(適用)

第1条 公益社団法人日本老年精神医学会（以下、本会と略記）の役員は本会の定款に定められたことのほかは、この規則によって候補者を選出する。

(選挙管理委員会)

第2条 役員候補者の選出のために選挙管理委員会（以下「選管委」という）をおく。選管委は3名をもって構成し、委員長1名を互選する。

第3条 委員の選出は理事会で理事のなかから選出する。

第4条 選管委は次の事業を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 投票用紙の作成・配布・回収
- (3) 開票および投票の有効・無効の判定
- (4) 当選者の公示
- (5) その他、選挙が正当に行われるため必要な事項

(選挙権および被選挙権)

第5条 選挙権は評議員が有し、被選挙権は精神科医の評議員が有する。なお、会費2年以上未納の者は、被選挙権および選挙権を有しないものとする。

(1) 理事候補者被選挙権は定時社員総会前日までに68歳未満の者とする。

(2) 評議員会議長候補者被選挙権は定時社員総会前日までに70歳未満の者とする。

(選挙期日)

第6条 役員の任期満了による選挙は、その任期の終わる日の前1か月以内に行わなければならない。

2. 選挙の公示は、投票日の少なくとも、7日前に行わなければならない。

(投票の取扱い)

第7条 投票に関する一切の事務は選管委以外が行ってはならない。

2. 投票は、インターネットにより行う。

(投票の無効)

第8条 次の各号の投票は、これを無効とする。

(1) インターネット選挙利用規約に反するもの。

(2) その他、選管委が無効と認めたもの。

第2章 理事長および副理事長の選任

(理事長および副理事長の選任)

第9条 理事長の選任は、選挙による当選理事（以下、選挙理事と略記）のなかから互選される。副理事長は、理事長の指名により理事の中から選任され、理事会の承認を得なければならない。

第3章 理事候補者選出選挙方法

(適用)

第10条 選挙理事の選出は、評議員の投票によって行う。

(選挙権の有権者)

第11条 有権者名簿は2月末日までに公示される。公示後1か月以内は選管委への異議の申し立てを認める。

(投票)

第12条 理事の選挙の投票は、5名まで投票できるものとする。

2. 選管委委員長は、総会の30日前までに到着するように、理事候補者の氏名を掲載した有権者名簿を評議員に送付する。

(投票の方法)

第13条 インターネットにおける投票は、有権者は選管委から送付された公示書類に沿つ

て、インターネットより投票を行う。

2. 投票は無記名投票とする。

(当選の決定)

第 14 条 得票数の最も多かった者から、順次、定数までの候補者を当選者とし、社員総会の承認を得なければならない。

2. 得票同数の場合には、選管委が会員歴の長いものによって順位を定める。
会員歴が同時期の場合は生年月日の若い順によって決定する。

(欠員の補充)

第 15 条 理事に欠員が生じたときは、理事選挙における次点者および次々点者をもって補欠の役員とし、優先順位に即し、選挙理事として補充することとする。

2. 前項によって選挙理事を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第 16 条 理事の選挙に関して疑義が生じたときは、選管委に申し出ることができる。

第 4 章 監事候補者選出方法

(適用)

第 17 条 監事候補者の選出は、理事会で選出し、

評議員会および総会で承認を得る。

(1) 監事候補者は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 67 条を基に、定時社員総会前日までに 68 歳未満の者とする。

(欠員の補充)

第 19 条 監事に欠員が生じたときは、理事会で選出し、監事として補充することとする。

2. 前項によって監事を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

第 5 章 補 則

(変更)

第 24 条 この規則は、理事会および評議員会の議決によって変更することができる。

附 則

- (1) この規則は、平成 17 年 6 月 16 日から施行する。
- (2) 平成 25 年 6 月 5 日一部改訂。
- (3) 平成 28 年 6 月 23 日一部改訂。
- (4) 令和 7 年 6 月 15 日一部改訂